

## 公 益 委 員 案

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域  
富山県の区域

2 適用する使用者  
前号の地域内で、次のいずれかの産業を営む使用者

- (1) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業
- (3) トラクタ製造業
- (4) 金属工作機械製造業
- (5) 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
- (6) ロボット製造業
- (7) 自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。）
- (8) (1) から (7) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 960円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日  
法定どおり